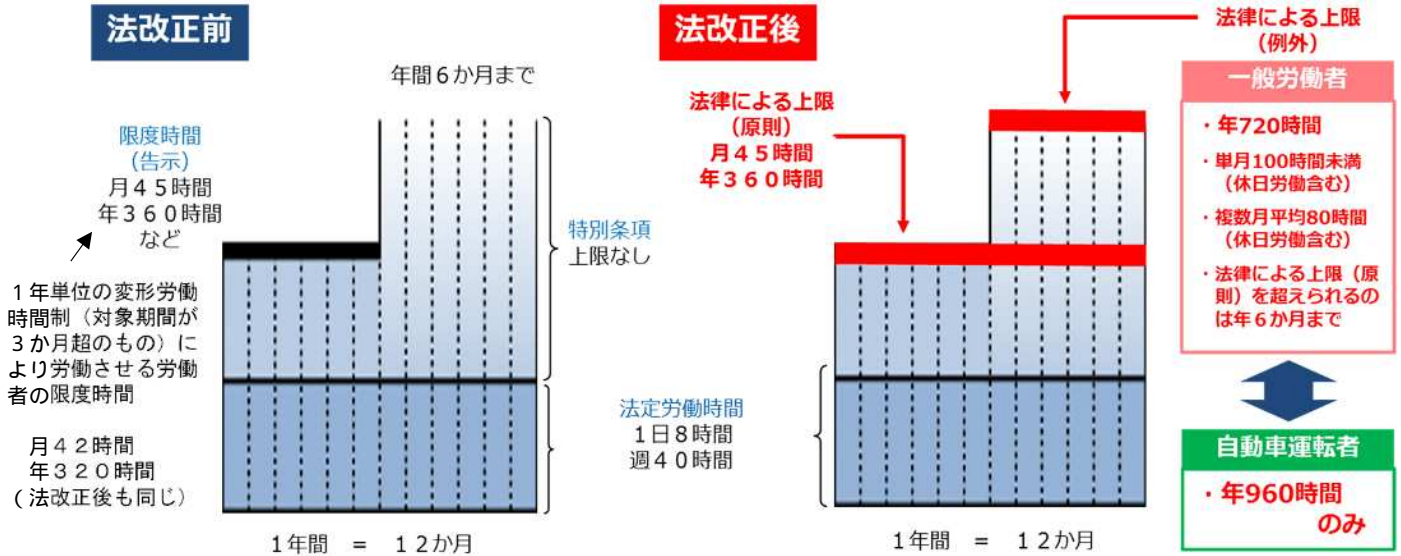


自動車運転者についても、 時間外労働の上限規制が適用されます

自動車運転の業務についても、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限規制の適用を受けることとされています。



36協定の様式が変わります！

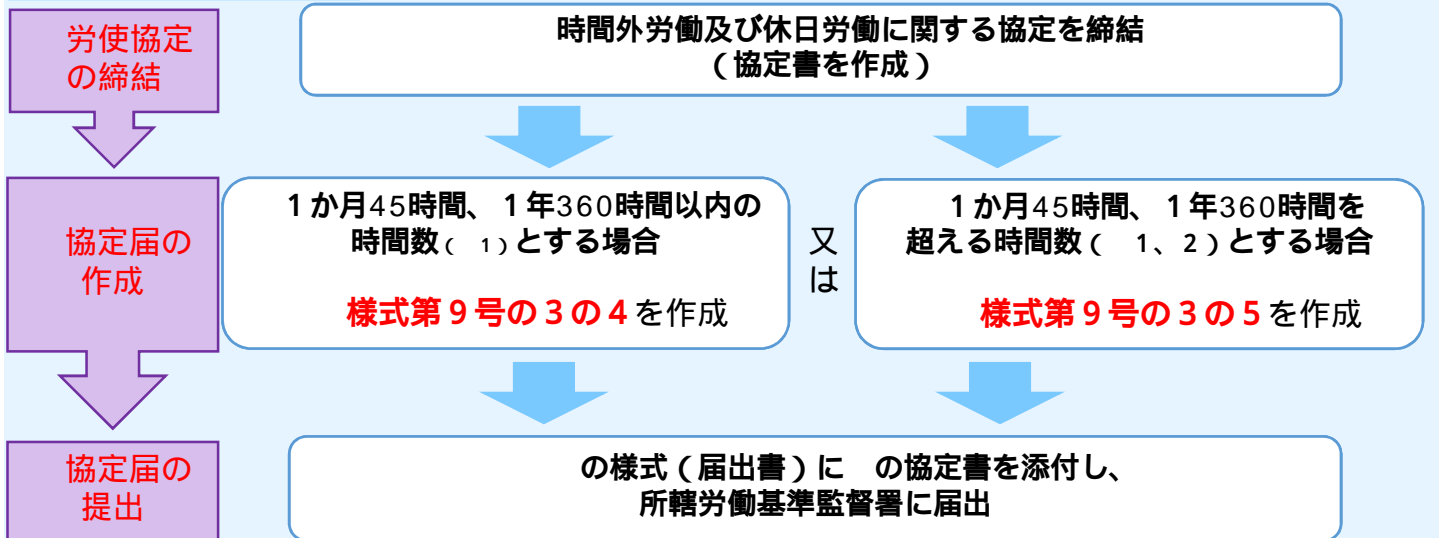
自動車運転の業務について、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、**時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の様式が改正されました。**

～ 令和6年4月1日以降、新たな様式での届出が必要となります ～

令和6年4月1日をまたぐ労使協定を締結している場合は、その次の期間の労使協定から、新様式での届出が必要となります。
自動車運転の業務以外の職種もすべて、この様式による届出となります。

QRコード
様式はこちらからダウンロード
できます
(厚生労働省HP)

届出までの流れ



- 1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。
- 2 延長時間数を1か月45時間、1年360時間を超えて締結する場合でも、
自動車運転の業務についての時間外労働は1年960時間以内、
自動車運転の業務以外の業務（事務員、荷役作業員、運行管理者等）については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とし、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年につき6回までとしなければなりません。

36協定（新様式）記載例

自動車運転の業務以外の職種もすべて、この様式による届出となります。

限度時間を超えない場合【様式第9号の3の4】

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の3の4（第70条関係）

事業の種類 一般貨物自動車運送業（トラック）		事業の名称 〇〇運輸株式会社 〇〇支店		事業の所在地（電話番号） (〒 〇〇〇 一 〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		協定の有効期間 令和6年〇月〇日から1年間				
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1年 (1年①については360時間まで、②については320時間まで)			
					法定労働時間を 超える時間数	延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数		
					5時間	5.5時間	45時間	55時間		
					5時間	5.5時間	45時間	55時間		
					5時間	5.5時間	45時間	55時間		
① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
					法定労働時間を 超える時間数	延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数		
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	週2回		法定休日のうち、 2週を通じて1回		9:00~22:00			
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	週2回		法定休日のうち、 4週を通じて2回		9:00~22:00			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。） （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 令和6年 〇月 〇日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理事務員（又は、〇〇運輸労働組合）
氏名 山田花子（執行委員長 山田花子）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

令和6年 〇月 〇日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

限度時間を超える場合（特別条項）【様式第9号の3の5】

1 様式第9号の3の5は、2枚セットの様式です。1枚目の記載内容は、上に記載の9号の3の4と同じです。

時間外労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の3の5（第70条関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を 超える時間数	限度時間を超えて労働させた労働者の割合 (%)	延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	限度時間を超えて労働させた労働者の割合 (%)	
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%

限度時間を超えて労働させる場合における手続 労働者代表者に対する事前申し入れ

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 (該当する番号) ※2 (具体的内容) ①、⑥、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促した取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。） （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 令和6年 〇月 〇日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理事務員（又は、〇〇運輸労働組合）
氏名 山田花子（執行委員長 山田花子）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

令和6年 〇月 〇日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

2 限度時間を超えた労働者に対し、当該労働者の勤務状況や健康状況に応じ、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めるとともに、該当する番号を記入し、右の欄に具体的内容を記入してください。

医師による面接指導 深夜業（22時～5時）の回数制限 終業から始業までの休息期間の確保（勤務間インターバル） 代償休日・特別な休暇の付与 健康診断 連続休暇の取得 心とからだの相談窓口の設置 配置転換の実施 産業医等による助言・指導や保健指導 その他